

しんきん法人インターネットバンキング補償規定

（補償対象者）

第 1 条 銚子信用金庫（以下「当金庫」という。）が提供する「しんきん法人インターネットバンキング（以下「本サービス」という。）」をご利用されるお客様。

（摘要範囲）

第 2 条 本規定は、本サービスの利用規定にかかわらず、本規定の定めに合致する場合は、本規定の範囲内で、本サービスを利用した資金移動等による被害額を補償（以下「本補償制度」という。）いたします。この被害額には資金移動等の額に相当する金額のほか、これに附帯する手数料を含めるものとします。

（補償限度額）

第 3 条 本補償制度では本サービス 1 顧客につき、1 年間に 1 回の事故に限り 1, 0 0 0 万円を限度に補償します。なお、1 年間とは本補償制度により補償を受けた資金移動等による被害について届出を受理した日より翌年の応答日までとします。

（補償対象期間）

第 4 条 当金庫がお客様から資金移動等による被害について届出を受理した日（以下「届出受理日」という。）の前日から起算して 3 0 日前から届出受理日までの 3 1 日間は補償対象期間となります。

（補償対象金額）

第 5 条 補償対象金額は第 2 条に定める範囲内で、不正な資金移動等による被害額から次に定める金額を控除した金額とします。

- (1) お客様が加入される保険契約等から支払を受けた保険金または共済金
- (2) 組戻し手続等により被害額の回収が行われた金額

（補償基準）

第 6 条 本補償制度は、お客様の過失割合に応じて次のとおり取り扱います。

- (1) お客様が無過失の場合 : 補償対象金額の全額を補償します。
- (2) お客様に過失のある場合 : 補償対象金額の 2 分の 1 相当額を補償します。
- (3) お客様に重過失のある場合 : 補償対象外とします。

（補償要件）

第 7 条 契約者 I D（利用者番号）、利用者 I D、各種暗証番号等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等については、次の各号のすべてに該当する場合、契約先

は当金庫に対して当該資金移動等に係る損害（手数料を含み、契約者が不正な資金移動等を行ったものから受けた損害賠償金または不当取得返還金の額を除きます。）の額に相当する金額の補償を請求することができます。

- (1) ご契約先が本サービスによる不正な資金移動等が発生した翌日から 30 日以内に当金庫にご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、ご契約先から十分なお説明をいただいていること。
- (3) ご契約先が不正な資金移動等の被害に気づかれた後、速やかに警察署に被害を届け出て、警察（捜査機関）への被害事実等の事情説明を行いその捜査に協力されていること。

（免責事項）

第 8 条 第 7 条にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当金庫は補償いたしません。

- (1) 不正な資金移動等が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合。
 - ① ご契約先の役員・従業員等関係者の犯行またはご契約先の役員・従業員等関係者が加担した不正な取引である場合。
 - ② ご契約先の配偶者、二親等以内の家族、同居の家族、その他の同居人または家事使用人等によって行われた犯行、もしくはそれらの者が加担した不正な取引である場合。
 - ③ 被害者が当金庫に対して行う被害状況の説明において、重要な事項について虚偽の説明を行った場合。
- (2) 第三者からの指示または脅迫に起因して生じた損害である場合。
- (3) 戦争、暴動、地震等による著しい社会秩序の混乱に乗じてまたはこれに付随して不正な資金移動が行われた場合。
- (4) その他、故意または重大な過失が認められた場合。

（「重大な過失（重過失）」となりうる事例）

第 9 条 第 6 条における重過失となりうる事例は、以下のとおりです。

- (1) 正当な理由なく、他人に ID・パスワード等を回答してしまった、あるいは、安易に本サービスを使用する端末や乱数表、トークン等を渡してしまった場合。
- (2) 端末を盗難または紛失した場合（不正アクセスによる端末の操作権限を他人に奪われた場合を含む）において、ID・パスワード等の本人確認情報を端末に保存していた場合など、パスワード等を他人に容易に奪われる状態に置いた場合。
- (3) 当金庫が指定する推奨環境で利用していない場合、またはサポートが終了した基本ソフト（OS）やブラウザを使用していた場合。
- (4) 市販のセキュリティ対策ソフト（ウイルス対策ソフト等）を利用していない場合。（サポート期限切れなども含みます。）
- (5) 当金庫がホームページ上や電子メール等により注意喚起しているにもかかわらず、注意喚起している方法でフィッシング画面等へ不用意に ID・パスワード等の本人確認情報を入力してしまった場合。

- (6) 電子証明書を正規の手順で利用していない場合。
- (7) 当金庫が無償提供している不正送金対策ソフト「RAPPORT」を利用していない場合。
- (8) 資金移動通知 E メール機能を利用していない場合。
- (9) その他、上記と同程度の著しい注意義務違反が認められた場合。

(「過失」となる事例)

第 10 条 第 6 条における過失となる事例は、以下のとおりです。

- (1) 本サービスを使用する端末の基本ソフト（OS）やブラウザおよびセキュリティ対策ソフト等、インストールされている各種ソフトウェアが最新の状態に更新されていない場合。
- (2) 当金庫が無償提供している不正送金対策ソフト「RAPPORT」が最新の状態に更新されていない場合。
- (3) 利用者番号や暗証番号等の管理が適切に行われていない場合や暗証番号等を 90 日以上変更していない場合。
- (4) 資金移動サービスにおいて、当日振込停止機能を利用していない場合。
- (5) 資金移動サービスにおいて確認用暗証番号にワンタイムパスワード（トークン）を利用していない場合。
- (6) 当金庫が推奨しているセキュリティ対策等を実施していない場合。
- (7) その他、上記と同程度の過失が認められた場合。

(既に払戻し等を受けている場合の取り扱い)

第 11 条 当金庫が不正な資金移動等の原資となった預金についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 7 条に基づく補償の請求には応じることができません。また、お客様が当該資金移動等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(代位等)

第 12 条 当金庫が本規定に基づき被害額の補償を行った場合は、当該補償金において、当該預金に係る払戻し請求権は消滅します。また、当金庫は当該補償金額を限度として、不正な資金移動等を受けた者、その他第三者に対して、お客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(連絡先)

第 13 条 不正な資金移動等やパスワードの盗用、本サービスを利用している端末の盗難等に気付いた場合は、当金庫本支店または「しんきんインターネットバンキングヘルプデスク（0120—14—7252）」にご連絡ください。

(規定の変更等)

第 14 条 当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容

2026 年 10 月 1 日 現在

および変更の効力日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は、一切責任を負いません。

以 上